

今後の研究評価の進め方について

平成30年5月16日
原子力規制庁

平成30年5月9日の第7回原子力規制委員会における議論を踏まえ、安全研究の事後評価の進め方について、以下の方針で見直しを行うこととしたい。

1. 考え方

安全研究プロジェクトの事後評価の結果を、目的・目標の達成状況の確認、後継安全研究プロジェクトの企画や計画の見直し、今後の安全研究業務のプロジェクトマネジメントの改善、国民への説明等に活用できるよう、評価及び評価結果の活用のプロセスの見直しを行う。なお、研究評価では、研究プロジェクトの評価と研究実施主体(個人、組織)の評価をそれぞれ区別して行うこととする。

2. 安全研究プロジェクトの評価

(1) 事後評価の手法

事後評価は、安全研究プロジェクト終了後、その活動内容・成果等を取りまとめた報告書(安全研究成果報告書¹)を基に実施する。その際の評価は、研究目標の達成状況、成果の規制への活用状況・見直しなどを評価項目とした SABC による評価で行う。評価に当たっては、研究の目的(4分類²)を踏まえて、①異なる評価項目、評価基準の設定、②評価項目の重み付けなど、評価方法を工夫する。

なお、プロジェクト期間中にまとめた論文、NRA 技術報告等の文書化した成果物は、評価に活用していく。

(2) 評価結果の活用

評価結果は、目的・目標の達成状況の確認、後継安全研究プロジェクトの企画や計画の見直し(中間評価時にも活用)、今後の安全研究業務のプロジェクトマネジメントの改善、国民への説明等に活用する。

(3) 予算要求との関係

規制課題への対処の必要性等から切れ目無く研究の実施を要する研究課題については、事後評価の結果を待たずに、関連する後継プロジェクトの予算要求を適時に行うものとする。その場合もプロジェクト終了時には安全研究成果報

¹ 安全研究成果報告書は、プロジェクト期間中の実施内容・成果を取り纏めたものであり、プロジェクト終了後速やかに作成し、事後評価で活用する。

² 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針(平成28年7月6日 原子力規制委員会決定)」において、安全研究の目的として以下が挙げられている。i) 規制基準等の整備に活用するための知見の収集・整備、ii) 審査等の際の判断に必要な知見の収集・整備、iii) 規制活動に必要な手段の整備、iv) 技術基盤の構築・維持

告書を基に事後評価を実施し、その結果は、後継プロジェクトの研究計画（実施体制を含む。）の見直し（中間評価時にも活用）、安全研究業務のプロジェクトマネジメントの改善等に活用する。

3. 安全研究の主体（個人、組織）の評価

安全研究に携わる庁内の個人及び組織の評価は、安全研究プロジェクトの事後評価結果に加えて、論文、NRA 技術報告など文書化された成果の実績を活用して行う。これらの評価結果は、個人の人事評価及び組織マネジメントの改善等に活用していく。